平成２８年（フ）第３２号
群馬県桐生市相生町２丁目1106番地の５
債務者　岡村　　勉
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５４４号
東京都青梅市柚木町３丁目623番地の１
債務者　上田　純人
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　南平
4　破産債権の届出期間　平成28年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月30日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
秋田県山本郡八峰町八森字椿台96番地８
債務者　鈴木　　悟
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１０１号
千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田1857番地
債務者　小川美由貴
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　知明
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０９５号
横浜市南区永田山王台36番７号　さくら荘309号
債務者　寺岡　康臣
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８０号
東京都小平市小川東町５丁目18番21―201号
債務者　菅原　　健
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真野　文惠
4　破産債権の届出期間　平成28年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月14日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２８号
静岡県三島市南田町１番29号
債務者　栗田和代子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内海　雅秀
4　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
山形市八日町２丁目１番14号　フラッツ17211号、前住所山形県村山市大字湯野沢1103番地
債務者　三井　辰之
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向田　　敏
4　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４８号
東京都小金井市中町３丁目22番30号セーヴル小金井103
債務者　保田　道則
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　祐志
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５４９号
東京都小金井市中町３丁目22番30号セーヴル小金井103
債務者　保田　直美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　祐志
4　破産債権の届出期間　平成28年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７９号
茨城県筑西市伊讃美1312番地２
債務者　石塚　　巖
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　破産債権の届出期間　平成28年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５３号
新潟市南区松橋148番地
債務者　浦野　文一
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　破産債権の届出期間　平成28年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６５号
新潟市東区長者町４番21号
債務者　高橋　幸雄
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　平成28年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市湖山町東１丁目130番地102
債務者　松本　康宏
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美惠子
4　破産債権の届出期間　平成28年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部